

弊所が分析した国税不服審判所公表判決、隠ぺい、仮装の事実等を認めなかった事例、抽出の前提	件数
2023年11月時点、国税不服審判所公表判決、隠ぺい、仮装の事実等を認めなかった事例	74
平成19年以前の事例及び相続税贈与税の事例を除外	-37
事例の特殊性等の理由で弊所が独自に除外	-4
弊所が分析した、2023年11月時点、国税不服審判所公表判決、隠ぺい、仮装の事実等を認めなかった事例	33

<p>・平成19年以前の公表判決事例を除外した理由</p> <p>◎最高裁昭和62年5月8日判決、最高裁平成6年11月22日判決、最高裁平成7年4月28日判決、最高裁平成17年1月17日判決、最高裁平成18年4月20日判決が、隠ぺい、仮装の有無の判断について現在国が採用している判例であり、当該判例によって分析することが妥当すると税理士谷原誠は解説しています。当該考えを弊所は賛同しています。したがって、平成19年以前の公表判決は現在採用している判断基準とは異なる恐れがあると判断し、除外しました。</p> <p>◎隠ぺい、仮装の判断は、納税者の資料保存能力、集計能力が関係すると解され、パソコン、スマホ、ネット技術による影響も無視できないところ、それらが存在しない昭和、平成初期の判決は時代錯誤であるため分析から除外することが妥当すると判断し、現在の状況と近似する平成20年以降の判決の抽出を試みたためです。</p> <p>・相続税贈与税事例を除外した理由は、所得税、法人税、消費税と重加算税適否の関係性に絞って分析するためです。</p> <p>・弊所が判決を読んだが、内容が特殊、内容があまり理解できなかった事例については分析不可能として除外しました。</p>
--

弊所が分析した、2023年11月時点、国税不服審判所公表判決、隠ぺい、仮装の事実等を認めなかった事例33件			
処分庁（税務署長・国税局長）が納税者の隠ぺい仮装を主張したことはいいがかりとは言えない、と弊所が感じた事例	15件	むしろ隠ぺい仮装が妥当する、と弊所が感じた事例	3件
		その他の事例	12件
処分庁（税務署長・国税局長）が納税者の隠ぺい仮装を主張したことはいいがかりだ、と弊所が感じた事例	18件		

・処分庁（税務署長・国税局長）が納税者の隠ぺい仮装を主張したことはいいがかりとは言えない、と弊所が感じた事例の定義
納税者が、資料を破棄している事例、資料を保存しているが無申告、集計をしているが無申告、売上除外をしている等、処分庁（税務署長・国税局長）が納税者の隠ぺい仮装を主張したことはいいがかりとは言えない、と弊所が感じた事例

・処分庁（税務署長・国税局長）が納税者の隠ぺい仮装を主張したことはいいがかりだ、と弊所が感じた事例の定義
納税者が、納税者にとって有利な特例を適用しただけにも関わらず処分庁（税務署長・国税局長）が隠ぺい仮装を主張した、納税者の単なるミスにも関わらず処分庁（税務署長・国税局長）が隠ぺい仮装を主張した、納税者が期ずれ処理を行っただけでも関わらず処分庁（税務署長・国税局長）が隠ぺい仮装を主張した等、処分庁（税務署長・国税局長）が納税者の隠ぺい仮装を主張したことはいいがかりだ、と弊所が感じた事例